

## 小田原市子ども・子育て会議規則（改正後・案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

- （1） 子ども・子育て支援事業計画に関する必要な事項
- （2） 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育てに関する必要な事項

（委員）

第3条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 子どもの保護者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4） 公募市民
- （5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の事務は、子ども若者部子育て政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年8月3日から施行する。